

統計法案特別委員會議事速記錄第二號

## ○統計法案

昭和二十二年三月三日(月曜日)午前  
十時十九分開會

○委員長(伊曾宗武志君) 是より會議を開きます、本日は第一條より始めて逐條審議に入り、それが終りまして後

に、全體に亘つての質疑を致したらどうかと思ひますが、御異議ございませぬか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○子爵齋藤齊君　此の第一條ですが、  
う云ふ風に致します、先づ第一條に付  
て審議を致します

従來の法律に斯う云ふ書き方をした法律があるのでありますか、又斯う云

ふ風に書がなければならぬたがてが理由等に付きまして、詳しく述べ説明願ひたいと思ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) 従來の法律とは大分様子が變つて居ることは事實でございませう、「法の目的」、「指

「定統計」と云ふやうな小見出しを皆付けると云ふやうなことも新しい形式になると云ふ。

なつて居りませうか、斯う云ふ目的を  
付けることに付きましても、統計委員  
會で色々議論も出た問題なのでござい

ますが、併しながら目的をはつきりさせて置いた方が、結局此の統計法全體の進歩を阻害する恐れがある。

の趣旨を眞身に體がん徹底實乃せざる  
と云ふ點に於て、より民主主義的で  
ないかと云ふ風な考からして、斯う云

ふ目的を冒頭に掲げることにしたのであります、それで其の目的の内容に付

第四部第四類 統計法案特別委員會議事速記錄第二號

昭和二十二年三月三日

貴族院

ても色々議論もございましたが、結局統計法の目的としては、眞實性の確保と、それから重複を除く、特に統計調査の重複を除く、さうして國民の負擔を輕減すると云ふを中心として、統計の體系を整備すると云ふことと、それから統計自體の水準の上昇の爲には、單に統計それ自體だけでなくして、統計制度の改善發達を圖ることが是非共必要である、そこで斯う云ふ三つの目的を掲げた譯なのでございます、之に付ては統計法と云ふ風な基本的なものはございませんけれども、アメリカにも統計に關する稍々基礎的な法律もありますので、其の法案に付てもスキャップ側からグラフ等を戴きまして、さうしてそれにも目的が斯う云ふ簡単なのでなくして、非常に長い目的が附いて居りますので、さう云ふことも參照致しまして、斯う云ふ風に冒頭に之を掲げたのでございます。

○子爵齋藤君　どうやら又太政官時代に歸つて來たやうな氣が致すのであります、冒頭は斯う云ふことを書いた居るのは太政官時代に歸つたやうな氣が致します、此處の内容に書いて居られます「統計の眞實性を確保し、統計調査の重複を除き」、と云ふことは、何條と何條とが關係しますか

○政府委員(美濃部亮吉君)　統計の眞實性を確保すると云ふ問題は統計法全體に色々關係して参りますが、主としで關係して参りますのは、第五條の申

告義務、それから第七條の指定統計調査の承認の問題、それから第九條の統計委員會の權限の問題、それから第十條の統計事務職員の問題、それから第十三條の實地調査の問題、それから第十七條の經費の補助の問題も關係して来ると思ひます、さう云ふ條文が主として眞實性を確保すると云ふことの問題に關聯して来ると思ひます。

○子爵齋藤慶齊君 其の他統計調査の重複を除くと云ふことはどう云ふ條文が關係しますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 統計調査の重複の問題に付きましては、主として關聯して來るのは第七條の調査の承認の問題、其の前に第三條も問題になつて参ります、それから今の指定統計調査の承認の第七條の問題、それから第八條の統計調査の届出の問題、それから統計委員會の權限を決めて居ります第九條の問題、それから第十條の統計事務職員の問題、それから第十七條の經費の補助の問題、斯う云ふ條文が主として關係して参りますので、それは統計調査の重複を除くと云ふ問題と、統計の體系を整備すると云ふ問題に主として係つて参ります、それから統計制度の改善發達を圖ること、此の制度の問題に付きましては、此の法律に基いて勅令なり命令なりを出して、さうして漸次に日本の統計制度の發達改

善を圖つて行から斯う云ふ目的を持つて居る譯であります、勿論此の中に於ても、例へば統計の事務職員の権限制度を決めました第十條であるとか、或は第十二條の統計調査員の問題であるとか、或は第五條の申告義務の問題でありますとか、或は第十三條の實地調査の権限の問題でありますとか、或はこれに對する十八條の罰則の問題でありますとか、斯う云ふ問題も統計制度間接、或は直接と言つて宜いかも知れませぬけれども、直接間接の關聯のものと併しながら此の統計制度の改善發達に付きましたの一番重大な問題は、各町村及び各府縣に於ける統計制度の改善發達、是が中心的な問題なのでござりますが、併し此の問題は此の統計制度が直接觸れて居りませぬので、此の統計法の趣旨を基礎と致しまして、順次に地方統計制度の改善發達を圖る、是が一番大切な問題である、其の改善發達を圖つて行からと云ふ風に考へて居ります

付きましては、今直接第一にやらうとして考へて居りますことは、市町村及び府縣に統計を専門にしてやつて行ふ事務員が殆どない、皆外の行政事務の兼務で以てやつて居ります。それで、統計の方はそつものけに致しまして、外の行政事務に其の時間の大半割いて居る、斯う云ふ状態になつて居るのが、只今の地方に於ける統計制度の最大の缺陷であらうと云ふ風に思ひます、それで更に角第一步として居ります、それで更に角第一步としまして、市町村及び府縣に事任の統計事務員を置く、是が第一歩である。云ふ風に考へて居ります、さうして以後は其の數を段々と殖やすこと、それから其の能力を高める、詰り資本を定めて其の能力を段々に高めて行くと云ふ風に進みたいと思つて居ります、それと同時に私達の方と致しましては、斯う云ふ専任に置かれました統計事務員に統計思想を普及して行くことが非常に重要な任務を持つことと思ひますので、講習會其の他の方法に依つて斯う云ふ人達の統計思想水準を高めて行かうと云ふ風に考へりますので、此の點はアメリカから計算思想の水準を高めると云ふことが最も有らゆる問題の先決問題になつて参りますので、此の點はアメリカから参りました統計のミッションの方々より第一に指摘されて居る所で、日本の国民全般の統計的思惟の水準が著しく低いと云ふこと、是が日本の統計全體の水準の極めて低い根本的な原因ではあるかと云ふ風なことを強く指摘されて

てはの低國もして統ての方ごとを統しまく給、そと統致つ度居をしの政く及と

居りますので、あちらの、まだ公表する迄に至つて居りませぬが、メモランダムに依りましても、小学校教育の中に、統計思想の普及發達を圖るやうな政策を感じ込むこと、或は大學に統計學部を設けることと云ふ風なサゼスチョンを與へられて居りますので、さう云ふ面にも出来るだけの努力をして行きたいと云ふ風に考へて居ります。

○子爵齋藤齊君 今の御説明で、御趣旨は十分能く分るので、其の地方制度の改善と云ふものとの関係はどう云ふことになりますが、其の地方

云ふことになりますか

○委員長(伯爵宗武志君) ちょっと政

府委員に申上げますが、御發言の際に

は委員長に願ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) はい、身

分は、指定統計に關する限りは第十條の規定が適用されまして、統計官に補

せられた者と云ふことになる譯でござ

ります

○子爵齋藤齊君 私は其の指定統計調

査だけのことを言つて居るのでござい

ますので、只今府縣の統計専任の事務に從事する者と云ふ御話がありまし

た、それを増員或は増任し、或は新設

して行くと云ふ御話があつたのであり

ますが、それが一體地方自治體の人間

で置かれるのでありますか、それから

國の職員として置かれるのであります

か、其の身分はどうなるのかと云ふこ

とを言つて居るのであります

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の身分

は地方公共團體の吏員としての身分を

持つもので、國の直接の官吏たる身分

を持つものではございません

○子爵齋藤齊君 それを増員して行か

うと云ふことは、是は此の委員會の何

かそこら邊に關聯を持つのであります

か、それとも唯さう云ふ希望を持つて

居られると云ふことだけに過ぎないの

でありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 其の點

第二項に於きまして「關係各處又は公

共團體に對し、指定統計調査の實施若

しくは中止又はその他の統計調査の變

更若しくは中止を求める」とあります

まして、其の他の統計にも變更若しく

しますか、實質的にそれを勧告すると

云ふしか力は持ち得ない譯でござい

つて居ります

ます

○委員長(伯爵宗武志君) 第一條に付

て他に御質疑ございませんか、御發言

もないやうでありますから、第二條に

付て、それは今後はどう云ふことに

なりますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 食糧關

係、特に收穫に關するクロップ調査で

ありますか、是は農林省の方で計畫を

立てて居られるやうで、直接統計委員

會にはまだ指定統計と正式にはなつて

居りますので、十分に其の内容其の

他を調査して居りませぬが、此のク

ロップ調査に關する限りに於ては特別

の調査制度を設けまして、是は勿論地

方公共團體の吏員と云ふのであります

て、農林省の出店のやうなものを全地

方に設けて、さうして中央政府の直接

な監督下に之をやつて行かうと云ふ方

針であるやうに聞いて居ります

○子爵齋藤齊君 逐條に後から御説明

願へば是は分ると思ひますが、さう

云ふやうな調査は、此の調査を爲すべ

き時には、一々此の統計委員會に諮問

される譯でありますね

○政府委員(美濃部亮吉君) それが統

計委員會が指定統計に指定した限りに

於ては、其の内容も詳細に統計委員會

が審議する譯でござります

○子爵齋藤齊君 指定したもの以外の

統計は、地方で勝手に出來ると云ふこ

とにありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 第九條の

第二項に於きまして「關係各處又は公

共團體に對し、指定統計調査の實施若

しくは中止又はその他の統計調査の變

更若しくは中止を求める」とあります

まして、其の他の統計にも變更若しく

しますか、實質的にそれを勧告すると

云ふのでござりますから

、此の

ございまして、まだ此の統計法の制定

其の他に關聯する法律的な色々な準

備の爲に、統計委員會は忙殺されて居

りましたので、只今迄の所はどう云ふ

ものを指定統計にするかと云ふ所ま

で、審議が捲つて居ないのでございま

す、唯此の統計法が幸にして貴族院、

衆議院の御協賛を得て法律となつた場

合に於ては、時を移さず重要なものは

指定統計として指定して行きたいと思

います、唯どう云ふものを指定統計と

するかと云ふ根本方針が決つて居る譯

であります、それは國の統計の體系

に於て重要な地位を占めるものでござ

います、唯どう云ふものと云ふのを指

定統計と申しますか、是は現在の段階に於きま

しては、どう云ふものを豫想してお

いなりませんか

○子爵齋藤齊君 此の指定統計調査と

申しますか、是は現在の段階に於きま

しては、どう云ふものを豫想してお

いなりませんか

○政府委員(美濃部亮吉君) 今どう云

ふのものを指定統計にしたら宜いか、統

計委員會に於て各省と連絡を保つて專

ら考慮中でございまして、まだ最後案

までに至つて居りませぬ

○子爵齋藤齊君 最後の問題でなくて

云ふことになつて居るのでございま

す、唯此の統計法が幸にして貴族院、

衆議院の御協賛を得て法律となつた場

合に於ては、時を移さず重要なものは

指定統計として指定して行きたいと思

います、唯どう云ふものが大體さう云ふものに

なつて行くのであるかと云ふことを御

示し願はない、と、審議の進行にも差支

へるのでないかと思ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) 大體に於

て、私達の考へました限りに於ては、出

き時に

は

○政府委員(美濃部亮吉君) 云ふやうな調査は、此の調査を爲すべ

き時には、一々此の統計委員會に諮問

される譯でありますね

○政府委員(美濃部亮吉君) それが統

計委員會が指定統計に指定した限りに

於ては、其の内容も詳細に統計委員會

が審議する譯でござります

○子爵齋藤齊君 指定したもの以外の

統計は、地方で勝手に出來ると云ふこ

とにありますか

○委員長(伯爵宗武志君) 第二條に付

て別に御質疑ございませんか、御發言

あります

○長島銀蔵君 只今政府委員からも御

話がございましたが、本案を審議する

に當つて、材料提出となるべく早い機

会に於て御提供下さると云ふ御話であ

りましたが、之を早く提出して戴かな

いと、法案の審議が延びてしまふばか

りでござりますから、此の際最も早い

期間に御提出を、御願ひしたいと考へ

ます

○政府委員(美濃部亮吉君) 指定統計

は中止を求めることが出来ることにな

ります

○政府委員(美濃部亮吉君) 指定統計

は元來は委員會に於て考究するもので

ございまして、まだ此の統計法の制定

其の他に關聯する法律的な色々な準

備の爲に、統計委員會は忙殺されて居

りましたので、只今迄の所はどう云ふ

ものを指定統計にするかと云ふ所ま

で、審議が捲つて居ないのでございま

す

、唯どう云ふものと云ふのが偽

りでござりますから

、此の

ございまして、まだ此の統計法の制定

其の他に關聯する法律的な色々な準

備の爲に、統計委員會は忙殺されて居

りましたので、只今迄の所はどう云ふ

ものを指定統計にするかと云ふ所ま

で、審議が捲つて居ないのでございま

す

、唯どう云ふものと云ふのが偽

りでござりますから

、此の

法案を採上げて決定する、しないと云ふ重要な問題に入るのではないいかとも考へますから、出来るだけ早い機會に御示しを願ひたいと思ひます。

○子爵齊藤春君 今御説明で段々はつきりして來たのでござりますが、指定する統計をどう云ふものだと云ふことを伺つて置かないと、ちょっと審議のせやうがないのではないかと考へるのであります、從來とも法律の中では勅令に譲るものや何かが澤山ございまして、勅令で決つてないものでも其の枠を大體御示しになつて居る、枠も是は皆委員會でやるのだ、唯法律だけ此處は通せば宜いのだと云ふことになると、果してさう云ふ法律を通して宜いのか悪いのかと云ふことにも相成ります、是はどう云ふ様なのだと云ふことを御示しになつた方が適當ではないか、さうしませぬと、何だか如何にも委員會と申しますと統計委員會の權限が非常に大きなものになるのではないか、而も少數の委員で行はれる權限と云ふものが非常に広大なものになるのではないかと云ふやうな疑惑を持つのであります。

○子爵齊藤齊君 今日直ちにでなくて  
も結構でござりますから、法制局と御  
相談に相成りまして、此處の所はもう  
少し大體の枠を、斯う云つたものだと  
云ふやうなことを仰しやつた方が宜い  
のぢやないかと思ひます。

○政府委員(美濃部亮吉君) さう云ふ  
御意見でございましたらば、まだ實は  
問題が固つて居りませぬので資料とし  
て御手許に差上げませぬでございまし  
たが、さう云ふ御意見でございました  
らば、出来るだけ早い機会に資料とし  
て提出致します、實は此の問題は非常  
にむづかしいのでございまして、議會  
關係の法律關係の方で法案を作るの  
に、案として漸く是が固まりましたも  
ので、先週位から小委員會を設けまし  
て、専門家の方々を小委員に致しまし  
て、小委員會で議を練つて居る譯なん  
でございます、併し色々と問題もござ  
いますし、それから各委員も忙しいの  
で、さう毎日續いて開く譯にも行きま  
せぬので、まだ本當に固つたものとし  
ては御手許に差上げる所迄は行かない  
と思ひますが、ほんの御参考には申上  
げることが出来ると思ひます。

○子爵齊藤齊君 今の御説明を正直に  
解釋致しますと、まだ固つてない案を  
議會に出して來たのだと云ふことにも  
なりますので、先程から私は御困りに  
ならないやうにと思つて申上げて居る  
のであります、其の點は法制局あた  
りとも、入江さんもおいでのことであ  
りますから、我々も困らないやうな御  
答辯を戴きたいと思ひます。

言誠に御尤でありますて、統計調査の範圍がどうであるかと云ふことは統計法全體を貫く重要問題であります、私共と致しましては、此の統計調査がどう云ふものを狙つて居るかと云ふことに付きましては、大體審議の途中に於ても検討はしてあるのでありますけれども、只今も政府委員が御説明したやうに、此の最後の決定は統計委員會の権限とされて居るものですから、そこで今直ちに詰論的なことを申上げることに付て稍々考慮を要すると云ふことを申上げたのであります、最後の決定は統計委員會でありますけれども、政府が責任を持つて此の法案を立案しました其の範圍に於きましては或考へ方は持つて居るのであります、其處でそれらに付きましては、次回に於きまして、御満足が行くかどうか分りませぬが、成るべく分り易く、又成るべく御了解の行くやうな御説明を申上げないと存じて居ります。

の法律の規定を適用しないものとする」と云ふ意味は、此の統計法が統計に関する基本法になると云ふことで、各省或は公共團體が、それゞゝの法律に従つてちりんぱりんに統計法を取るのでは重複を來し、徒らに複雑になつて、統計の體系を整備することが出来ないから、此の統計法が基本法になつて、是一本で以て、統計の法律的な根據としよろと云ふ意味から、他の法律の規定を適用しないで、此の統計法を基本法として適用して行かうと云ふ趣旨でございます。

○沼添一省君 それからもう一つ御質問であります。法律では、指定統計調査以外の統計に付ては、どう云ふ風に御扱ひになつて居るのでありますか、第八條に關係するのであると云ふ風に、此の法律の申請では御考になつて居るのでありますか、其の點を御伺ひ致したい。

○政府委員(美濃部亮吉君) この法律の主要目標は指定統計を主要目標として居る譯でござりますが、指定統計以外のものに付きましては、第八條に依りまして届出でなければならぬと云ふことになつて居ります、さうして届出に依つて……只今の所は日本の各省、各公共團體等が行つて居ります統計が一つ所に集つて、さうして一見すれば何處がどう云ふ統計調査を行つて居るかと云ふことが分るやうな場所が一つもない譯であります、そこで今後は此の統計委員會乃至はそれに附屬する事務局に、全國に於て……民間統計は別でございますが、民間統計を除きました統計は、俯瞰的に統計委員會に於てどう云ふものを何處で行つて居るかが分るやうな仕組にして置きましたが、さうして第一には、其の中がら重複して、さうして第一には、其の中がら重複して、そのに付ては、統計調査の變更若くは申正を求めることが出来る、斯う云ふ風であるとか、或は重複して國民に餘裕らさうでないものでも餘りに眞實性に乏しいとか、或は餘りに出鱗目の統計であるとか、或は重複して國民に餘裕らさうでないもので、それがかかると云ふ風なものに付ては、統計調査の變更若くは申正を求めることが出来る、斯う云ふ風

にしてございます、併し其の點に付きましては、指定期間だけではなく、全般の統計を厳重に監督指導して行く方が宜いのではないかと云ふ風な意見もございましたが、何千とある統計に付て、全部に詳細に内容を調査して行くことでは、統計委員會の能力として出来ないのではないかと云ふことも考慮致しまして、嚴重なる審査は指定期間だけに限る、其の他の申上げましたやうな點に於て監督して行く、斯う云ふ仕組に考へて居ります。

○飯沼一省君 この指定期間統計調査以外の統計、それに付て關係のある條文は此の法律でどれとどれだけでせうか

○政府委員(美濃部亮吉君) 第八條と第九條の第一號及び第二號でございます

○委員長(伯爵宗武志君) 第三條は其の程度に致しまして、第四條に移ります

○子爵齋藤齊君 此處で統計委員會と云ふことが出て來るのでござります

○子爵齋藤齊君 内閣直屬が、どうも此の法律を見て居りますと方々に統計委員會と云ふことが出て來るのです、此の統計委員會と云ふことに付て、此の間ちよつと御説明を戴いた譯であります、どうもまだはつきり分らないのですが、此の統計委員會と云ふものは一體何處に所屬するのでござりますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 内閣直屬で副會長が安本長官と云ふことになりますか

○子爵齋藤齊君 其の統計委員會の所管事務と云ふのは大體此の法律に出でることでありますね、其の外にも何がありますか

○政府委員(美濃部亮吉君) それは御

手許に差上げました「統計委員會と統計局との關係」と云ふ資料の第一條に「統計委員會は、内閣總理大臣の監督に屬し、重要統計に關する企畫、關係各廳その他のもの行う重要統計に關する企畫の審査及び重要統計の作成に當る官廳又は團體の指定を行ひ、その他統計の改善發達に關する事項を調查審議する。」是は指定期間と統計法案にはなつて居りますが、重要統計と云ふ名前にして置きましたのを、途中で指定期間を變へました、先日も申上げましたやうに、事務の手續上統計委員會の官制を變へる所に迄行つて居りませぬので、前のやうにまだ「重要統計」が使つてあります、是は指定期間と云ふ風に御考になつて戴きたいと思ひます、それでござりますから、大體に於て此の統計法に規定したものが統計委員會の職能であると云ふことが言ひ得る譯でござります

○子爵齋藤齊君 さうすると、各官廳に對して指定すると云ふ譯ではないのでござります、併し指定しました場合に於ても、其の統計の作成に當る者は各

○政府委員(美濃部亮吉君) 各官廳に對して指定すると云ふ譯ではないのでござります、併し指定しました場合に於ても、其の統計の作成に當る者は各

○長島銀藏君 第四條に指定してありますのは、國勢調査が主たるものに相

ますのは、國勢調査が主たるものに相

見えます、國勢調査を一同するにとも承つて居るのでござりますが、現

在の此の物價水準や何かから考へまして、五年毎に一回づゝ行ふと云ふの

で、第一回が最近行はれることと思ひまするが、どれ位の豫算を御立てになつてやる御見込でござりますか、御分

りの程度で結構でござりますがら、一

すのも變でございますが、非常に詳細に依つて費される経費はどれ位になりますか

○政府委員(美濃部亮吉君) 本當と申應承りたいと思ひます

○政府委員(美濃部亮吉君) 各地方公

共團體の統計に關する豫算の正確な所

は只今調査中で、まだ結果が出來て居りませぬが、内閣統計局、農林省、商

工省、大藏省、物價廳、文部省、厚生

省、斯う云ふ各廳に於きまして統計調

査の爲に使つて居ります豫算額が合

計約二億一千二百萬圓になつて居ります、此の中には勿論指定期間にしない

もののがござりますから、是より少額

の委員會あたりにおいてにならない、

何かさう云つた方面のことと御考にならぬかと思ふのであります、此の御配

付になりました資料を拜見致します

と、どうもさう云ふ方面の方が餘り此

例へば産業別及職業別の人口調査、それから失業者の全國的な數、それから海外の引揚同胞の正確な數、それから

今度憲法に依つて盲聾啞の義務教育が決まる譯でござりますが、此の盲聾啞

の全國的な數が分つて居ない、それが

分つて居ない限り、之に義務教育を課

するとしてもどの位の教育機關を設置

して宜いのやら分らない、此の盲聾啞

の數を比較的正確に知ると云ふことも

今日の急務になつて居りますが、此の

位の事項を出來得る限り簡単に致しま

ります、現在では大體八千萬圓と見て居

ります

○長島銀藏君 御説明で能く分りまし

た、國勢調査一つだけ、簡単にやつ

て八千萬圓、それから理想的にやると

約三億圓、斯う云ふやうな御話でござ

りますが、此の統計委員會で指定した

指定期間統計を調査しますには、凡そどの

位の總豫算を御見込になつて居るのでござ

りますが、此の

がインドに来て居られたのが、最近わざ／＼こちらに来て、三月一ぱいこちらに滞在されると云ふ選定になつて居ります、それでデミング氏と密接な關聯を取りまして、我々サンプリングのメソッドに付て非常にまだ水準が低い譯でござりますから、デミング氏と密接な關聯を取りまして、出来るだけの教を受けて、さうして御説の通りサンプリング・メソッドを十分にこなして行きたいと云ふ風に痛切に考へて居ります

は、機械を使ふよりも人手でやつた方が安上りに行つたと云ふこともあります。今後此の機械統計を御使にならなければ厖大な統計と云ふものは是出不来ないだらうと思ふ、さう云つた方面に於きましても、其の機械を、從來のやうな金の掛る機械ぢやなくて、簡単な機械でやつて行くと云ふやうなことはも、是も必要ぢやないか、さう云ふやうな技術的な研究も此の統計委員會で以て御取上げになるのでせうか、大きく精神的に言へば、「統計の眞實性」を確保し、統計調査の體系を整備し、と云ふ所迄入つて行くのでありますけれども、そんなやうな所御参考になりますが、是は誠に御説の通りでございまして、數理統計研究所に居られますサンプリンングの専門家、又各金融界とか、或は實際の面に於て統計にタッチして居られる方々、斯う云ふ方々も、統計委員會に入つて戴かなければいかぬ、殊に指定統計の指定と云ふ風な事務が段階中心になつて参りますと、どうしてもさうでなければいけないと云ふことは私達も考へて居ります、唯初めは何と申しますか、統計の本當の基礎を築くと云ふので、主として理論的な大學の教授の方々に御願ひしたのでございますが、是からさう言つた方々、特に實際の面の方々、それからサンプリングの専門家、もう少し具體的に言へば、例へば自然的な氣象統計とか云ふ

風なことに関係して居られる技術の方、それからパブリック・ヘルスの方面の問題に付ては醫者の専門家、斯ら云ふ方々も當然入れて行かなければならぬと云ふ風に考へて居ります。これからあとの機械の問題でございまが、是は私達も一番苦勞して居るので何にもならないので、之をどうございまして、例へば國勢調査をするに致しましても、今迄のやうに、結果を三年も四年も掛つて發表される所では何にもならないので、之をどうしても早急に、而も詳細なものを發表するには、どうしても機械の力を借りる外仕方がいいのでございまして、斯う云ふ方面にも出来るだけ調査を進めたいと思つて居ります、それに付きましても、今年度か、或は來年度に國勢調査を行ふことをしまして、それを行ふに當つて是非必要であると云ふことから、何とかしてアメリカから精巧な機械を輸入して戴きたいと云ふことを考へて、向ふのステータスティック・コンソーシュンの方々にも話をしてもうな譯でございますが、まだ斯うふ日本の状態からなかなかそこ迄は参りませぬ、それから日本で新しく良き機械が發明されたと云ふことがござりますので、それが果して十分に使ひ得るものであるかどうかと云ふことを査しつゝござります。

方方に於いては、その表記によれば、申告の義務は、主として、(1)自然発生的申告義務、(2)指定統計調査による申告義務、(3)公務員の申告義務である。このうち、(1)と(2)は、主として、機械計算による統計分析によって、(3)は、主として、官吏の裁量による申告義務である。

た譯なんでございます

○委員長(伯爵宗武志君) 第五條に付て他に御質疑ございませんか……それでは第六條に移ります

○飯沼一省君 先程も統計委員會の話が出て居りましたが、是は現行の統計委員會と云ふものと、此の法律の新しく出来ました場合の統計委員會とはどう云ふ關係になるのでありますか

○政委員(美濃部亮吉君) 現行の統計委員會が此の統計法が若し幸にして成立致しましたと致しましても其の繼續けられる譯でございます、それは統計委員會の設立に付ては統計委員會の官制に關する勅令が出て居りまして、其の勅令に依つて成立致しました統計委員會として其の儘今後も存續する譯でございます

○政府委員(美濃部亮吉君) それは統計委員會の官制として昭和二十一年勅令六十一號として發布されたもので、御手許に差上げてあるものでございます

○子爵齋藤齊君 第六條で豫想して居られる勅令はどう云ふ勅令でございま

すか

○政府委員(美濃部亮吉君) それは統計委員會の官制に關する勅令でございま

す

○飯沼一省君 第六條で豫想して居られる勅令はどう云ふ勅令でございま

すか

○政府委員(美濃部亮吉君) 責任を持

つものは統計委員會自體でござります邊のことを……

○飯沼一省君 統計委員會は行政官廳ですか、それから會長は官吏なんですか、又は其の委員も官吏でありますのか、官吏でないのか、其の矢張り是と同じやうなものであります

○政府委員(美濃部亮吉君) 統計委員會の性格の問題でございますが、統計委員會……同じ委員會と云ふ名前を持つて居りますが、普通の意味の委員會とは其の性格が多少違つて居る譯であります、詰り合議制の一種の行政官廳的な性質を持つて居る譯であります、それは勿論統計委員會の委員は、官吏の身分は持つて居りませぬが、行政官廳に準ずる性格を持つて居るものであります、例へば持株整理委員會と云ふ合議的な機關と稍々似た性質を持つて居りますので、アメリカ式の委員會と云ふものに近い性格を持つて居るものであると云ふことになつて居る譯であります

○政府委員(入江俊郎君) 只今の御質問に付て一二補足を申上げたいと思ひます、統計委員會は今御話がありまつたやうに、行政官廳的な性質を持つた合議體であります、従つて此の統計法で認められました各種の権限は、統計委員會の獨自の判断で之を行ふと云ふ風なことになつて居ります、但し憲法上の斯くの如き事項に對する責任大臣と致しましては、是は内閣總理大臣でありますし、又新憲法になりますれば、一應矢張り内閣總理大臣が此の行政に付ては責任を持ち、更に又内閣全體が責任を持つと云ふ、斯う云ふ系統上の各種の権限實行に付ての第一段の責任者は統計委員會である、斯う云ふ意味に御解釋を願ひたいと思つて居ります

ます

○政府委員(美濃部亮吉君) 責任を持つものは統計委員會自體でござります邊のことを……

○飯沼一省君 只今持株整理委員會の御話がありましたか、私は其の持株整理委員會の性格を能く知りませぬが、意味に御解釋を願ひたいと思つて居ります

ます

○政府委員(美濃部亮吉君) それではさ

う云ふことに致しますが、政府に於かれましては御約束の書類を明日御提出になつて戴きますやうに御願ひ致しま

うか、或は又さうでないのか、それからもう一つは將來も斯う云ふやうな性格を持つた委員會と云ふものを作つて行かうと云ふ考を御持ちになつて居るのでありますか、其の點を法制局長官に御伺ひ致します

す

○政府委員(入江俊郎君) 此の持株整理委員會、或は又此の統計委員會、其他に類似したやうな委員會であつて、而もそれが行政機關であると云ふ風なものが段々と出來て来る傾向があります、是は矢張り最近の各種の行政の傾向と致しまして、アメリカ的な色々な行政の方式を之に加味するに付きまして、自然さう云ふ風な必要も起つて参りますので、將來も斯う云ふ風なことが出來て来るのぢやなかつて居ります

す

○委員長(伯爵宗武志君) 次は第七條でありますかと思つて居ります、併し政府と云ふ風なものを、必要に應じ其の都度検討しながら認めて行きたいと思つて居ります

す

○委員長(伯爵宗武志君) ではありますが、之には指定統計のことが出で居りますし、先程からの委員諸君の御希望もありまして、政府から指定統計に關する参考書類を御提出になると云ふことになつて居りますので、今日は此の程度で止めまして、明日ばしたら如何かと存じますが……

す

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○委員長(伯爵宗武志君) それではさ

う云ふことに致しますが、政府に於かれましては御約束の書類を明日御提出になつて戴きますやうに御願ひ致しま

す

午前十一時四十五分散會

出席者左の如し

委員長 伯爵宗武志君 副委員長 男爵紀後忠君 委員 侯爵東郷彪君 関西君 荒川文六君 男爵肝付兼英君 男爵松本鼎二君 飯沼一省君 國平君 長島銀藏君 名古屋三吉君

## 政府委員

法制局長官 入江俊郎君

内閣事務官 美濃部亮吉君

塙田

國平君

長島

銀藏君

名古屋三吉君

飯沼

一省君

侯爵東郷

彪君

齊君

荒川文六君

男爵肝付兼英君

男爵松本鼎二君

國平君

長島銀藏君